

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充 (国10)(法人税:義、所得税:外) (地8)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>(1)国税</p> <p>○金融業務特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。</p> <p>○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。</p> <p>○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。</p> <p>(2)地方税</p> <p>○金融業務特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。</p>
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○平成14年度 ・金融業務特別地区 創設</p> <p>○平成19年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長</p> <p>○平成24年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業及び金融関連業(以下、金融業等)は、島嶼県である沖縄の地理的特殊性を克服し得る産業であり、沖縄における産業振興や雇用創出等の面で高いポテンシャルを有していると考えられる。</p>

このため、金融業等の集積を促進することで、産業振興や雇用創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。

《政策目的の根拠》

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十四 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であつて政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であつて内閣府令で定めるものをいう。

第五節 金融業務特別地区

(金融業務特別地区の指定)

第五十五条 主務大臣は、(略)、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。

2～5 略

(金融業務特別地区における事業の認定)

第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2～4 略

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(5)金融業及び金融関連業

金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。

		<p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興</p> <p>県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】 11 沖縄政策の推進 【施策】 ① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融特区進出企業数を平成 33 年度までに 30 社とする。 ・金融特区進出企業雇用者数を平成 33 年度までに 770 人とする。 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融特区進出企業数の増加 ・金融特区進出企業雇用者数の増加 <p>※金融特区における新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、金融特区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、金融業等を集積させるためのものであり、企業はそれらの措置を総合的に勘案して立地を決定することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が金融特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄への金融業等の集積等は、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>541千円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>10610千円</td> <td>9078千円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は平年度で所得控除0.5百万円、投資税額控除5百万円程度の適用を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本制度は、特区に立地する金融業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	所得控除	適用件数	1件	0件	0件	控除額	541千円	0円	0円	投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件	控除額	10610千円	9078千円	0円
			平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
	所得控除	適用件数	1件	0件	0件																				
控除額		541千円	0円	0円																					
投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件																					
	控除額	10610千円	9078千円	0円																					
② 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>10772千円</td> <td>9078千円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で5百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	10772千円	9078千円	0円																
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
減収額	10772千円	9078千円	0円																						
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>金融特区においては、平成24年度時点で15社の金融業等が立地し、490人の雇用を生んでいることから、一定程度の成果があったと考えられるものの、自立型経済の構築に向けては、より一層の企業立地や雇用創出が必要な状況であり、一層の振興が求められているところ。</p>																								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20～H33)

(過去5年間の実績)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
企業数	9社	11社	13社	14社	15社
雇用者数	291人	430人	550人	478人	490人

(沖縄県による企業アンケート調査より)

前回要望時(平成23年度)の目標:平成28年度までに、金融業及び金融関連産業の集積(20社)、新たな雇用数の増加(600人)の達成

過去5年間の実績では、金融特区における企業数・雇用者数は、目標達成に向け、ともに増加してきている状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間の間に所得控除2件、投資税額控除3件の活用があったことから、租税特別措置等による企業誘致効果は一定程度あったと考えられる。

しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26～H33)

金融業等の集積や雇用創出が進まず、自立型経済の構築等が停滞すると考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20～H33)

平成20年度から平成24年度までの5年間に、特区内の立地企業は9社から15社へ、当該企業の雇用者数も291人から490人へ増加しており、一定の成果が認められることから、税収減を是認できる効果があったと考えられる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措置は是認すべきものであると考えられる。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

金融業等は、他の業種と比較しても、ビジネス環境の変化が速い業種であるため、各企業には、当該環境の変化に応じた機動的な設備投資等が求められる。従って、そうした金融業等へ効果的にインセンティブを与え、金融特区への立地や設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で利用可能な税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。

また、金融特区制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、金融業等の集積や雇用促進、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期:平成 23 年度